

# 平成30年度 東村山市立久米川東小学校 学校いじめ防止基本方針

## 1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

### (1) いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する子供たちの理解を深める＞

子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や児童会等による主体的な取組への支援を通じて、子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

### (2) 子供たちをいじめから守り通し、子供たちのいじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめられた子供を守る＞

いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

＜子供たちの取組を支える＞

周囲の子供たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子供の発信を促すための子供たちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

### (3) 教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

## 2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

### (1) 「学校いじめ対策委員会」の構成

校長、副校長、生活指導主任、人権主任（人権教育推進委員）、養護教諭、各学年1名、いじめ発生時の担任とその学年主任

### (2) 「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

3委員会（学校いじめ対策・学力向上・アレルギー対策）の一つとして独自に機能させていく。

### (3) 「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容 【実施予定時期等も記載する。】

- ・学校生活アンケート（いじめアンケート）の実施、分析、活用（6月、9月、2月）  
（※記名して、いじめが「ある」「なし」の○付け 「ある」に○を付けた子供に聞き取り）
- ・いじめチェックシートの実施や結果分析（12月 ※無記名 学年で集約後、委員会で話し合う）
- ・被害の子供・保護者に対するケア、加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導等（対応時）
- ・いじめに関する授業の実施（年2回程度 9月、11月 ※9月は保護者会でも保護者に向けて啓蒙していく）
- ・スクールカウンセラー等による全員面談（小5対象）
- ・人権教育全体計画の見直しを定期的に行う（年度末）

◎子供のアンケート、チェックシートは、  
5年間保管。

#### (4) 「学校サポートチーム」の構成（役職等）

校長、副校長、生活指導主幹、教務主幹、特別支援教育コーディネーター、養護教諭  
民生児童委員

#### (5) 「学校サポートチーム」の主な取組内容

地域における児童および児童の家庭に関する情報交換を行い、いじめやその兆候が学校以外で発生していないかを確認する。また、いじめやその兆候が見られる場合は、その対策を協議する。

### 3 4つの段階に応じた具体的な取組

#### (1) 未然防止のための取組

- ・学校いじめ対策委員会の設置
- ・授業規律の共通化（くめひがスタンダードの見直し、活用）
- ・道徳教育、人権教育の充実
- ・いじめに関する授業の実施（道徳）
- ・分かる授業づくり
- ・自尊感情、自己肯定感を高める取り組み

#### (2) 早期発見のための取組

- ・いじめアンケート、いじめチェックシートの実施・活用
- ・児童観察の徹底（朝、休み時間等）
- ・学級経営の工夫
- ・スクールカウンセラー、養護教諭との連携
- ・職員間の報告・連絡・相談
- ・人権週間を中心にした相談週間の実施

#### (3) 早期対応のための取組

##### ①初期対応の取組

- ・学年、生活指導主任、管理職への報告・相談
- ・事実関係の把握、対応確認（いじめ対策委員会）、職員への共通理解

##### ②被害児童・生徒への取組

- ・児童（場合によっては保護者とも）との面談
- ・心のケア（必要に応じて、スクールカウンセラーとの連携）

##### ③加害児童・生徒への取組

- ・児童（場合によっては保護者とも）との面談
- ・心のケア（必要に応じて、スクールカウンセラーとの連携）

##### ④周囲の児童・生徒への取組

- ・事実関係の把握

#### ⑤その他（学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等）

- ・夏季休業中に連絡会を開く。
- ・必要に応じて学校サポートチームを招集し、対策を協議する。

#### （４）重大事態への対処

東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報、児童相談所、その他関係機関等との連携を行う。

被害の児童（生徒）に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該児童（生徒）の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の児童（生徒）やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。

調査を行ったときには、被害の児童（生徒）、加害の児童（生徒）及びその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導を行う。

なお、アンケートの質問票の原本等の一時資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書ともに、保管期間は実施年度の末から5年間とする。

#### 4 校内における研修体制

- ・学校いじめ対策委員会でいじめ予防やいじめ対策の資料を活用または作成して研修を行う。
- ・生活指導全体会でスクールカウンセラーを講師に招いて、いじめ予防やいじめ対策についての講演をしてもらう。
- ・一昨年、鹿児島県の調査が全国で一番いじめの発見をしたことを受け、本校でも無記名によるこのアンケートを実施し、その結果をいじめの実態把握に活かすと共に教職員のいじめ把握研修に活かす。

#### 5 検証と改善

- ・学校生活アンケート（年4回）により実態を把握し、それに対する解決策を学校いじめ防止基本方針に反映させる。
- ・年度末には、実態把握・解決への手立て・方策が適切であったかいじめ対策委員会で検証し、学校いじめ防止基本方針を改善する。